

平成27年度「浦添の観光みやげ推奨品」選定会実施要領

1 開催趣旨

浦添市内の事業所が生産・販売する観光みやげ品については、生産する事業所の規模やPR手法の不足により、認知度が低く観光客に繋がりにくい現状がある。これら問題を解決するため、現在商品化されている観光みやげ品に「浦添の観光みやげ推奨品」認定制度を創設・認定し、消費者が安心して購入できる仕組み作りを通じて、市産品の知名度向上を図り、浦添市の観光振興にも寄与することを目的とする。

2 【応募要領】

(1) 応募対象

以下の要件を満たすものとする。

- ①浦添市内の事業社（者）が自ら企画・販売する商品（単品）、または商品シリーズ（同一の技術・製造・素材などに基づく）とする。
- ②申請時に購入が可能であること。
- ③加工食品（持ち帰る事が可能なもの）、工芸品、その他の製造品を対象とする。
- ④加工食品については、消費期限が製造日より概ね3日以上の商品を対象とする。
- ⑤継続的な販売を想定している商品であること。

(2) 応募要件等

- ①浦添市内に本店、支店その他事業所を有する法人、組合、各種団体、グループ又は個人とする。
- ②製造又は販売、商品について関係法規、業界ガイドラインの基準等を満たしていること。
食品（菓子を含む）部門に関しては、食品衛生法、JAS法、健康増進法、計量法、薬事法、容器包装リサイクル法、その他の関係法規に照らし、正しく表示されていること。
- ③市税の納税義務がある場合は、その滞納がないこと。
- ④自ら企画又は販売する商品であること。
- ⑤他商品の知的財産権を侵害するものでないこと。

【注意点】

- ◆出品は1社（者）につき1点までとなります。
- ◆サイズ違い、量目違い、バリエーション（色違い、味違い）、単品商品の組み合わせ（セット）の商品がある場合はそれらを併せて「1点」とします。
- ◆過去に同様の表彰等を受けた品目は応募対象外となります。
- ◆過去に、企業として重大な指導や改善命令等を監督官庁より受けたことがある場合（食中毒をおこした等）は応募対象外となります。

(3) 応募期間

平成27年5月22日（金）～6月22日（月）午後5時必着とします。（土・日除く）

(4) 応募料

応募料金は1,000円とします。

(5) 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、次に掲げる書類と応募料金を、浦添市観光協会へ直接持参または郵送（現金書留）にて応募してください。（応募期限日必着）

平成27年6月22日（金）午後5時までに応募用紙が浦添市観光協会事務局に到着したものを有効とします。

(6) 必要書類

- ①申込書
- ②市税の滞納がない証明書（※法人以外の場合は、代表者の滞納がない証明書）

3 応募商品について

実物評価用の応募商品は選定会場まで搬入していただきます。応募商品は選定会終了後にご返却いたします。なお、食品については試食をおこないますので返却はいたしません。(調理が必要な商品は調理した上で選定会当日に搬入してください。)

搬入、搬出、発送、食品の試食等に係る費用は応募者負担とします。

4 認定について

(1) 認定方法

観光関係者、商工関係者委員等によって構成する「浦添の観光みやげ推奨品」選定委員会を設置し、選定を実施の上決定。

選定委員は、本会の目的に則り、下記の認定基準に基づき、選定を公正厳格に行い、認定を行う。

(2) 認定基準

- ①地域性 (1) 地域特性を十分に活かしているか
(2) 独自性をアピールしているか
- ②訴求力 (1) 商品及びその包装・ネーミング等において観光客に印象付けられかつ利便性の良いものであるか
(2) 観光での集客や地域のシンボルとなることが期待できるか
- ③新規性 (1) 類似する商品が少ないか
(2) 品質・デザイン・機能等において差別化が認められるか
- ④将来性 (1) 地域の財産として将来に引き継がれることが見込めるか
(2) 製品自体に将来性があり、今後の期待がもてるか

5 褒章

(1) 表彰

認定品には認定証を授与します。

(2) 認定商品の特典等

- ①「浦添の観光みやげ推奨品」認定シールの使用
認定商品には、当会指定の「浦添の観光みやげ推奨品」認定シールの配布と使用を許可します。
- ②県内外物産展への陳列
本年度事業内で実施する県内外物産展等で優先陳列を行います。
- ③浦添市のふるさと納税への返礼品として推薦いたします。
- ④カタログへの掲載
本年度事業内で作成するカタログにおいて別枠掲載を行います。
- ⑤認定品の広報
認定した商品の積極的PRを行います。

(3) 認定期間

平成27年7月2日～平成28年3月31日

6 留意事項

(1) 申込書類記入上の注意

申込書類記入にあたっては、以下を必ずお守りください。

- ①申込書については、すべての事項をご記入ください。
- ②必要事項が記入されていない場合は、応募条件を満たさないとみなされ、応募対象外となりますので、予めご了承ください。
- ③応募書類の使用言語は日本語のみとさせていただきます。

(2) 応募に関する留意事項

- ①申込書類は返却いたしません。必ず応募者側で、複写などをお取りください。
- ②応募に際して、応募者は応募商品に関する自己の権利を保全するために必要かつ適切な措置を自ら講じるものとする。

- ③応募者は、浦添市が実施するイベントなどで応募商品を展示する必要がある事を事前に了解するものとする。
- ④応募商品の写真や説明文などを浦添市及び浦添市観光協会のホームページや製作物、新聞、雑誌、テレビ・ラジオなどの取材記事・報道に使用することを事前に了解し、その内容については浦添市による監修・確認を信頼し、一任するものとする。

(3) 認定事業社(者)の責務

- ①認定事業社(者)は、平成28年2月29日(月)午後5時までに、認定商品の販売実績等、その他指定する事項について、事務局へ報告しなければならない。
- ②認定事業社(者)は、認定商品の生産や販売等を通じて、情報発信を積極的に行い、浦添市の知名度の向上につなげる。

(4) 認定の取り消し

- ①認定の要件を欠くに至ったとき。
- ②認定基準に満たないと認められたとき。
- ③虚偽の申請により認定されたとき。
- ④認定品の製造又は販売を廃止又は、中止したとき。
- ⑤認定シールを不適正に使用したと認められたとき。
- ⑥その他、認定を取り消すに値する重大な事由が生じたとき。

(5) 事業のスケジュール

- ①募集 平成27年5月22日(金)～6月22日(月)午後5時まで
- ②審査会 平成27年7月2日(木) 予定
- ③表彰式 平成27年7月2日(木) 予定

平成27年度「浦添の観光みやげ推奨品選定会」参加申込書

| | | | |
|-------------|----------------------------|----------------------------|--|
| フリガナ | | | |
| 事業社名/代表者名 | | | |
| フリガナ | | | |
| 担当者名 | | | |
| 住所（事業所/代表者） | | 〒 - | |
| 連絡先 | | TEL : FAX : E-Mail : | |
| 商品の概要 | フリガナ | | |
| | 商品名 | | |
| | 小売価格 | | |
| | 商品の特性 アピールポイント 工夫した点 | | |
| | | (税込み) | |
| | | 食品・非食品 | |

【平成27年度募集概要】

開催日時

応募締切：平成27年6月22日（月）17:00まで
選定会：平成27年7月2日（木）予定
表彰式：平成27年7月2日（木）予定

審査会場

会場は決定次第、事務局よりご連絡させていただきます。

応募の基準と制限

■基準と制限

別紙の実施要領に準ずるものとします。

応募申込み

■申込み方法

記入した参加申込書と応募料金を、浦添市観光協会へ直接持参又は郵送（現金書留）にてお申込みください。

■応募料

1,000円

■必要書類

- ①参加申込書
- ②市税の滞納がない証明書

■注意事項

記入漏れがある申込書はすべて無効とさせていただきます。不備がある場合の連絡はいたしません。

出品物の搬入・展示

- 搬入期日／平成27年7月2日（木）予定
- 搬入場所：決定次第、事務局よりご連絡させていただきます。

選定

■選定の内容

別紙の実施要領に準じて選定会を実施いたします。

■試食等について

食品につきましては応募者で別途試食用（一口サイズ）を5名分準備してください。

表彰・認定特典等

■認定証

選定の結果、該当する品には認定証を授与します。

■認定特典

別紙に準じて認定特典を受けることができます。

■認定事業社（者）の責務

認定事業社（者）は、実施要領に準ずる販売実績等の報告、積極的な情報発信等の責務を、全うしなければならない。

お申込先：浦添市観光協会 主催：浦添市 実施：浦添市観光協会

〒901-2122 浦添市勢理客4-13-1 4F

TEL：098-874-0145（9:00～18:00） FAX：098-917-0874

E-Mail：urasoe@urasoenavi.jp

申込み締切り

平成27年6月22日（月）17時まで